

平成 26 (2014) 年度第 1 回東京大学外国人留学生支援基金奨学生募集要項

1. 応募資格：

私費外国人留学生で次の各号のすべてに該当する者

- (1) 学業、人物ともに優れた者
- (2) 平成 26 年 4 月に東京大学大学院の正規課程学生または研究生であり、今年度を通じて在籍予定の者
※標準修業年限を超えて在籍する留学生も応募することができる。
- (3) 学資の援助が必要な者
※母国の官庁、企業に在職のまま留学し給与等の支給を受けている者、支給期間中に他の奨学金〔5 万円を超えるもの〕を受給する者は、応募できない。
- (4) 平成 26 年 4 月に出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号）別表第 1 の 4 に定める「留学」の在留資格を有する者

2. 奨学金支給金額：

月額 50,000 円

3. 支給期間：

12 ヶ月（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）

※支給期間の延長は、原則として認めない。

4. 推薦数：適格者 1 名（学内選考あり）

※東京大学外国人留学生支援基金奨学生または長島雅則奨学金奨学生 1 名

※どちらの奨学生として採用されるかは本部選考時に指定させていただきます。

5. 提出書類：

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 奨学生願書（日本語あるいは英語ワープロ使用）（別紙様式 1） | 1 通 |
| (2) 指導教員の推薦書（別紙様式 2） | 1 通 |
| (3) 在留カード（あるいは、みなされる外国人登録証明書）の写し | 1 通 |
| (4) 民間奨学金申請調書 | 1 通 |

6. 応募期間及び提出先：

6 月 24 日（火）17 時までに、教育学部・教育学研究科 学生支援チームへ提出すること。

7. 選考および選考結果通知方法：

所属研究科・教育学部の長の推薦に基づき本基金奨学生選考委員会が選考し、選考結果は所属研究科・教育学部の長を通じて通知する。

8. その他：

支給決定後でも、次の各号の一に掲げる要件に該当すると本基金が認めた場合には、その決定を取り消す（必要に応じて既に支給した奨学金の返還を求めることがある）。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の支給を受けた場合
- (2) 留学又は退学したとき。
- (3) その他、受給者としての資格を失ったとき

【お問合せ】

教育学研究科 学生支援チーム（国際交流担当）

03-5841-3908 gakuseishien@p.u-tokyo.ac.jp

<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/~edudaiga/index.htm>

平成 26 (2014) 年度東京大学外国人留学生支援基金 長島雅則奨学金奨学生募集要項

1. 応募資格：

私費外国人留学生で次の各号のすべてに該当する者

- (1) 学業、人物ともに優れた者
- (2) 平成 26 年 4 月に東京大学大学院の正規課程学生であり、今年度を通じて在籍予定の者
※標準修業年限を超えて在籍する留学生も応募することができる。
- (3) 学資の援助が必要な者
※母国の官庁、企業に在職のまま留学し給与等の支給を受けている者、支給期間中に他の奨学金〔5 万円を超えるもの〕を受給する者は、応募できない。
- (4) 平成 25 年 4 月に出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号）別表第 1 に定める「留学」の在留資格を有する者

2. 奨学金支給金額：

月額 50,000 円

3. 支給期間：

12 ヶ月（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）

※支給期間の延長は、原則として認めない。

4. 推薦数：適格者 1 名（学内選考あり）

※東京大学外国人留学生支援基金奨学生または長島雅則奨学金奨学生 1 名

※どちらの奨学生として採用されるかは本部選考時に指定させていただきます。

5. 提出書類：

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 奨学生願書（日本語あるいは英語ワープロ使用）（別紙様式 1） | 1 通 |
| (2) 指導教員の推薦書（別紙様式 2） | 1 通 |
| (3) 在留カード（あるいは、みなされる外国人登録証明書）の写し | 1 通 |
| (4) 民間奨学金申請調書 | 1 通 |

6. 応募期間及び提出先

6 月 24 日（火）17 時までに、教育学部・教育学研究科 学生支援チームへ提出すること。

7. 選考および選考結果通知方法：

所属研究科・教育学部の長の推薦に基づき本基金奨学生選考委員会が選考し、選考結果は所属研究科・教育学部の長を通じて通知する。

8. その他：

支給決定後でも、次の各号の一に掲げる要件に該当すると本基金が認めた場合には、その決定を取り消す（必要に応じて既に支給した奨学金の返還を求めることがある）。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の支給を受けた場合
- (2) 留学又は退学したとき。
- (3) その他、受給者としての資格を失ったとき

【お問合せ】

教育学研究科 学生支援チーム（国際交流担当）

03-5841-3908 gakuseishien@p.u-tokyo.ac.jp

<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/~edudaiga/index.htm>